

## 空家等対策における連携及び協力に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）と神奈川県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、空家等に関する対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、空家等の発生の予防及び適正かつ円滑な利活用の促進を図るため、甲及び乙が相互に連携・協力し、総合的な空家等対策を推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する「空家等」をいう。
- (2) 所有者等 空家等に関する所有権その他の権利の行使により当該空家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 相談者 所有者等又は空家等の利活用希望者をいう。

### （連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 甲が川崎市住宅供給公社に委託する「川崎市すまいの相談窓口」における空家等の相談に関すること
- (2) 空家等の利活用に関すること
- (3) 空家等の発生の予防に関すること
- (4) 空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること
- (5) 空家等の不動産取引の促進に関すること
- (6) 空家等の権利関係の整理に関すること
- (7) 空家等の跡地活用に関すること
- (8) 筆界の特定、表題登記、滅失登記等のほか土地家屋調査士が業として行う業務のうち、空家等対策の推進に関すること
- (9) 各号に掲げるもののほか、必要な事項

### （甲が行う業務）

第4条 甲は、前条第1号における相談者からの相談について、乙を相談対応者と選任した場合、相談者の同意を得たうえで、乙に当該相談に関する要請及び必要な情報を提供するものとする。

2 甲は、前条各号に関する事業の実施にあたり、甲が主催する相談会、講演会その他セミナー等を企画した場合には、必要に応じて乙に当該事業への協力を要請することができる。

3 甲は、前条各号に関する事業の実施に当たり、甲が作成する啓発チラシ、ポスター等について、乙に対し配布等の協力を要請することができる。

4 甲は、次に掲げる事項の処理状況について、必要に応じて乙の法令上の守秘義務に反しない限度で乙に報告を求めることができる。

### （1）第1項の規定により乙が対応した相談の処理状況

### （2）第2項の規定により乙に協力を要請した事項の処理状況

#### （乙が行う業務）

第5条 乙は、第4条第1項の甲からの要請に応じる場合は、乙に所属する会員から相談員を選任し、相談者からの相談に対応するものとする。

2 乙は、前項の処理状況を、相談者の同意を得て、甲に報告するものとする。

3 乙は、第3条各号に関する事業の実施にあたり、乙が作成する啓発チラシ、ポスター等について、甲に対し配布等の協力を要請することができる。

#### （甲及び乙の義務）

第6条 甲及び乙は、第3条第1号の実施にあたり、相談者から知り得た一切の情報を相談者の同意を得ずに第三者に開示又は提供をしてはならないものとし、この協定が終了した後においても同様とする。

2 甲は、第3条第1号の実施にあたり、相談対応者の選任及び協力を要請について、別表1に掲げる法律で定められた業務の範囲を確認し、これを逸脱しないように留意する。

3 乙は、前項に関し逸脱した相談対応者の選任及び協力を要請であると認められる場合、その旨を甲に通知し、業務を行わないものとする。

#### （苦情又は紛争の処理）

第7条 この協定に基づく事業の実施に関し苦情又は紛争が発生した場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

#### （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲又は乙のいずれからも期間満了1か月前までに相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後同様とする。

#### （協議）

第9条 この協定の内容に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙が協議の上、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和2年11月26日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市

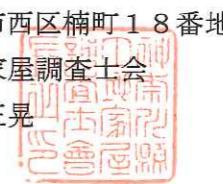
川崎市長 福田 紀彦



乙 神奈川県横浜市西区楠町18番地

神奈川県土地家屋調査士会

会長 大竹 正晃



別表1

弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）
司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）
建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）
行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）
税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）
宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）